



金 沢 市 公 報

号外第10号の8

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
訓令甲		金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (行政経営課) 9
職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (職員課)	1	金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課) 9
告 示		金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について (健康総務課) 9
金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱 (福祉総務課)	1	金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課) 10
金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱 (")	6	平成3年告示第40号(金沢市駅前広場の区域について)の一部改正について (道路管理課) 11

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1項中「市民スポーツ課」の次に「金沢マラソン推進課」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第73号

金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨時福祉給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「臨時福祉給付金」とは、消費税率の引上げに際し、低所得の市民に与える負担の影響に鑑み、低所得の市民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として本市が市民に対して支給する給付金をいう。

(臨時福祉給付金の支給対象者)

第3条 臨時福祉給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、第6号に該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。

(1) 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第8条の規定により住民票

を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次号において同じ。）を本市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次号において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

- (3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行った者を除く。）

- (4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次号において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。））及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者をいう。以下同じ。）であって、その入所等をしている施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業を行う住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除く。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次のアに掲げる要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たもの

- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による命令が出されていること。
- ウ 売春防止法に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
- エ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
- (6) 平成26年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次の各号のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
- (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。
- 4 基準日において第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- 5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第5号アに掲げる要件を満たし、かつ、同号イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについては、同項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。この場合において、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることについて確認ができた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行うものとし、当該確認ができない場合で配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できたときには、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は当該者の扶養親族等とみなして臨時福祉給付金の支

給に係る審査を行うものとする。

6 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下この号において「障害者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 高齢者（基準日において65歳以上の者をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下この号において「高齢者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（支給額）

第4条 臨時福祉給付金の支給額は、支給対象者1人につき10,000円とする。

2 支給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、支給対象者1人につき前項の額に5,000円を加算する。

- (1) 次のアからエまでのいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（平成26年4月分又は5月分の年金の受給者に限る。）

ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による老齢基礎年金（繰上げ支給によるものを含む。）、障害基礎年金又は遺族基礎年金

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金法等改正法」という。）附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた国民年金法等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法、国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金

ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金

- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者
- (4) 国民年金法等改正法附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた国民年金法等改正法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者
- (6) 毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この号において「局長通知」という。）による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）

の平成26年1月分の受給者

- (7) ガス障害者に対する特別手当等支給要綱(昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この号において「要綱」という。)の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(要綱第3条第3項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成26年1月分の受給者
- (8) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による給付(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者
- (9) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号)の規定による給付(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者
- (10) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)の規定による副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 臨時福祉給付金の支給の申請の期限は、前項に定める日から6箇月を経過した日とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及び臨時福祉給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合等、第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。
 - (1) 郵送申請方式(申請者が申請書(前項の申請書をいう。以下同じ。)を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
 - (2) 窓口申請方式(申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
 - (3) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該窓口で現金により支給する方式をいう。)

- 3 申請者は、臨時福祉給付金の支給の申請に当たっては、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本(以下「公的身分証明書の写し等」という。)を提出し、又は提示するものとする。

(代理による申請)

第7条 代理人(臨時福祉給付金の支給の申請を代理する者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

- 2 代理人は、臨時福祉給付金の支給の申請をしようとするときは、申請書に委任状を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該申請書の委任欄への記載をもって委任状の提出に代えることができる。

- 3 市長は、代理人による臨時福祉給付金の支給の申請について、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人が当該代理人本人であること及び代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

(支給の決定及び支給)

第8条 市長は、第6条の規定による臨時福祉給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時福祉給付金の支給を決定し、当該支給対象者に対し、臨時福祉給付金を支給する。

- 2 市長は、第3条第1項第4号に規定する児童等について、当該児童等の臨時福祉給付金につき同号アに規定する保護者から代理申請があった場合は、臨時福祉給付金の不支給を決定する(本市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

3 市長は、第3条第1項第5号に規定する者が同項に規定する申出を行った場合で、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、臨時福祉給付金の不支給を決定する（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

4 市長は、第3条第6項に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同項各号に規定する養護者から代理申請があった場合は、臨時福祉給付金の不支給を決定する（本市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。
(臨時福祉給付金の支給に関する周知)

第9条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時福祉給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 第5条第2項に定める期限までに、臨時福祉給付金の支給の申請を行わない者は、臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定により臨時福祉給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時福祉給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時福祉給付金（次項において「不当利得」という。）の返還を求めるものとする。

2 市長は、不当利得が加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

●金沢市告示第74号

金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯臨時特例給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯臨時特例給付金 消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、本市が市民に対して支給する給付金をいう。

(2) 支給対象者 次に掲げる子育て世帯臨時特例給付金の支給の対象となる者をいう。

ア 平成26年1月分の児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(同法附則第2条第1項の給付を含む。以下「児童手当」という。)の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないもの

(ア) 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)に出生し、基準日において住民基本台帳に記録されているもの

(イ) 基準日に国外から転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。第5条第1項第2号アにおいて同じ。)をしたことにより、基準日において住民基本台帳に記録されているもの

ウ ア又はイの規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(既にア又はイに規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されている場合に該当する者及びこのウの規定により子育て世帯臨時特例給付金の支給の対象となる者(同表の1の項及び3の項の右欄に掲げる者に限る。))に係るア又はイに規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合に該当する者を除く。)

(3) 対象児童 子育て世帯臨時特例給付金の支給額の算定の基礎となる児童であって、次のア又はイの者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める児童をいう。ただし、別表第2に掲げる場合のいずれかに該当する児童は、この限りでない。

ア 前号アに規定する者(別表第1の左欄に掲げる場合にあつては、同表の右欄に掲げる者) 当該同号アに規定する者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童

イ 前号イに規定する者(別表第1の左欄に掲げる場合にあつては、同表の右欄に掲げる者) 当該同号イに規定する者に支給される平成26年2月分の児童手当に係る児童

(支給額)

第3条 子育て世帯臨時特例給付金の支給額は、対象児童1人につき10,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 子育て世帯臨時特例給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 子育て世帯臨時特例給付金の支給の申請の期限は、前項に定める日から6箇月を経過した日とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする次に掲げる支給対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

(1) 基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 前号に掲げる者以外の者であつて、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であつて、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、本市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。)をした者であつて、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同法第22条第1項の規定による届出をいう。)をしたもの

イ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であつて、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、アに掲げる者以外のもの

ウ 別表第1の1の項の左欄に掲げる場合における同項の右欄に掲げる者(当該者に係る第2条第2号ア又はイに規定する者がこの項の規定により、市長に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)

エ 別表第1の2の項の左欄に掲げる場合における同項の右欄に掲げる者(当該者が入所等をしている児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が本市である場合に限る。)

オ 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていることが認められている者(基準日において、本市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。)であつて、本市から平成26年1月分の児童手当又は第2条第2号イ(ア)若しくは(イ)に掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けているもの

カ 別表第1の3の項の左欄に掲げる場合における同項の右欄に掲げる者(本市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求(同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあっては、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第1の3の項において同じ。)をした者に限る。)

2 申請者による申請及び子育て世帯臨時特例給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れ

た場所に居住している場合等、第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式（申請者が申請書（前項の申請書をいう。以下同じ。）を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 窓口申請方式（申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- (3) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該窓口で現金により支給する方式をいう。）

3 申請者は、子育て世帯臨時特例給付金の支給の申請に当たっては、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本（以下「公的身分証明書の写し等」という。）を提出し、又は提示するものとする。

（代理による申請）

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（支給の決定及び支給）

第7条 市長は、第5条第1項又は前条の規定による子育て世帯臨時特例給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、子育て世帯臨時特例給付金の支給を決定し、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

（子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する周知）

第8条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 第4条第2項に定める期限までに、子育て世帯臨時特例給付金の支給の申請を行わない者は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定により子育て世帯臨時特例給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等申請者の責めに帰すべき事由により子育て世帯臨時特例給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（子育て世帯臨時特例給付金の返還）

第10条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

<p>1 第2条第2号ア又はイに規定する者が死亡した場合（同号ウの規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>2 対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを第2条第2号ア又はイに規定する者に子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村が把握した場合（その後施設入所等児童でなくなったことを市町村が把握した場合において、この項の右欄に掲げる者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されていないときを除く。）</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>

<p>3 第2条第2号ア又はイに規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が本市に避難している場合において、本市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、本市による当該認定の請求に関する通知が同号ア又はイに規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村に到達した場合（当該同号ア又はイに規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村が本市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>
---	----------------------

別表第2（第2条関係）

- 1 基準日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- 2 臨時福祉給付金（金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成26年告示第73号）第2条に規定する臨時福祉給付金をいう。）の支給対象者である場合
- 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この項において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- 5 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- 6 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この項において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成26年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- 7 子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げるものに該当しない場合

●金沢市告示第75号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

別表第1中「財団法人金沢まちづくり財団」を「公益財団法人金沢まちづくり財団」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

●金沢市告示第76号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

●金沢市告示第77号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱（昭和56年告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

別表中	燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備	500,000円	を
	燃料をA重油等から廃材へ転換するための施設等の整備	400,000円	

燃料をA重油等から廃油へ転換するための施設等の整備	500,000円	に改める。
---------------------------	----------	-------

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

●金沢市告示第78号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

第2条第3号イ中「第6条第1号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 緊急輸送道路沿道建築物 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により定められた石川県地域防災計画に記載された緊急輸送道路に接する敷地にある建築物で、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある建築物
- イ 木造以外の構造である建築物
- ウ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した建築物

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間において要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）の耐震診断に要する費用に対する補助金の交付の申請を行い、当該申請に係る補助金の交付の決定を受け、かつ、当該耐震診断に着手する者に係る第2条及び別表の規定の適用については、第2条第1号中「及び緊急輸送道路沿道建築物」とあるのは、「緊急輸送道路沿道建築物及び要緊急安全確認大規模建築物」と、同条第3号中「緊急輸送道路沿道建築物」とあるのは「緊急輸送道路沿道建築物及び要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中

「(4) 緊急輸送道路沿道建築物 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により定められた石川県地域防災計画に記載された緊急輸送道路に接する敷地にある建築物で、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げる建築物
- イ 木造以外の構造である建築物
- ウ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した建築物

とあるのは

「(4) 緊急輸送道路沿道建築物 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により定められた石川県地域防災計画に記載された緊急輸送道路に接する敷地にある建築物で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、要緊急安全確認大規模建築物を除く。

- ア 地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある建築物
- イ 木造以外の構造である建築物
- ウ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した建築物

(4)の2 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。」

と、別表中

	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000,000円を超えないものとする。
--	--------	--

とあるのは

	耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、100,000,000円を超えないものとする。
要緊急安全確認 大規模建築物	耐震診断	耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とする。この場合において、耐震診断に要する費用の限度額は、当該耐震診断の対象となる床面積の合計を次の各号に掲げる面積に区分して、当該各号に掲げる1平方メートル当たりの額に当該区分した面積をそれぞれ乗じて得た額を合計した額を超えないものとする。 (1) 1,000平方メートル以下の面積 1平方メートル当たり2,000円 (2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積 1平方メートル当たり1,500円 (3) 2,000平方メートルを超える面積 1平方メートル当たり1,000円

とする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第79号

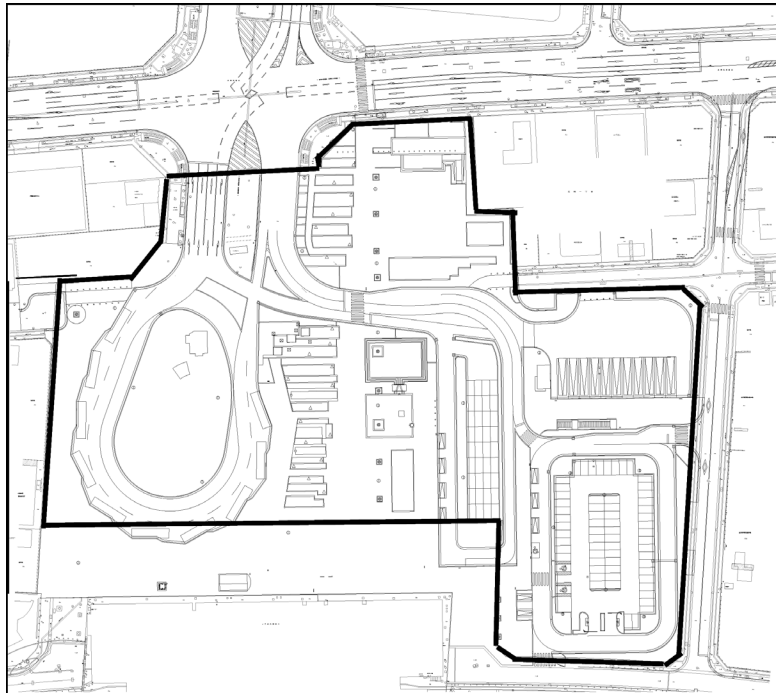
平成3年告示第40号（金沢市駅前広場の区域について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から効力を有するものとします。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢駅西広場地上部の図及び金沢駅西広場地下部の図を次のように改める。

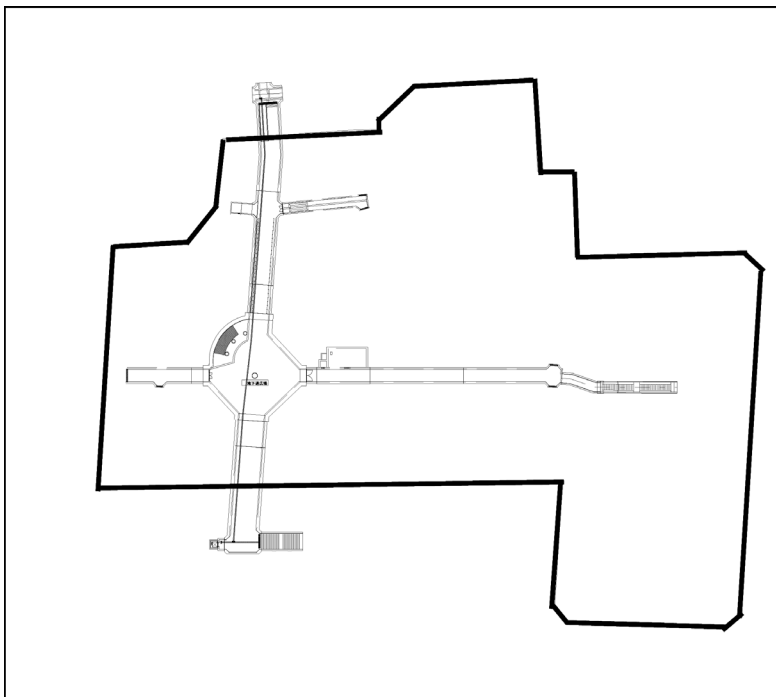
金 沢 駅 西 広 場
地 上 部



凡例

— 線で囲まれた区域

金 沢 駅 西 広 場
地 下 部



凡例

— 線で囲まれた区域

平成26年(2014年)3月31日 印刷
平成26年(2014年)3月31日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄